

名古屋経営会計専門学校日本語科 規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、文化交流を図り、もって国際理解と我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、名古屋経営会計専門学校 日本語科という。

(位置)

第3条 本学は、愛知県名古屋市千種区仲田二丁目17番5号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第1部	2年コース	2年	200人	10クラス	4月生…200人
第2部	1.5年コース	1年6月	120人	6クラス	10月生…120人
合 計			320人	16クラス	4月生…200人 10月生…120人

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 夏季休業 (8月 1日から8月20日まで)

(5) 秋季休業 (10月 1日から10月 7日まで)

(6) 冬季休業 (12月25日から1月 5日まで)

(7) 春季休業 (3月26日から4月 9日まで)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の始業と終業の時刻は、午前と午後に分け、それぞれの始業と終業の時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時間数の1単位時間は、45分とする。

(1) 2年コース

専門一般 教科区分	授業科目	必修 選択 の別	1年次		2年次		計	
			年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数
専門	文法Ⅰ	必修	270	6			270	6
	作文Ⅰ	必修	90	2			90	2
	会話Ⅰ	必修	90	2			90	2
	読解Ⅰ	必修	90	2			90	2
	聴解Ⅰ	必修	90	2			90	2
	文字・語彙Ⅰ	必修	270	6			270	6
	文法Ⅱ	必修			180	4	180	4
	作文Ⅱ	必修			135	3	135	3
	会話Ⅱ	必修			135	3	135	3
	読解Ⅱ	必修			135	3	135	3
	聴解Ⅱ	必修			135	3	135	3
	文字・語彙Ⅱ	必修			180	4	180	4
	小計		900	20	900	20	1800	40
	一般	生活指導Ⅰ	必修	45	1			45
生活指導Ⅱ					45	1	45	1
小計		45	1	45	1	90	2	
合計授業時間数			945	21	945	21	1890	40
卒業に必要な総授業時間数			850	20	850	20	1700	40
年間授業日数			200 日		200 日		400 日	

(2) 1. 5年コース

専門 一般 教科区分	授業科目	必修 選択 の別	1年次		2年次		計	
			年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数
専門	文法Ⅰ	必修	135	6			135	6
	作文Ⅰ	必修	45	2			45	2
	会話Ⅰ	必修	45	2			45	2
	読解Ⅰ	必修	45	2			45	2
	聴解Ⅰ	必修	45	2			45	2
	文字・語彙Ⅰ	必修	135	6			135	6
	文法Ⅱ	必修			180	4	180	4
	作文Ⅱ	必修			135	3	135	3
	会話Ⅱ	必修			135	3	135	3
	読解Ⅱ	必修			135	3	135	3
	聴解Ⅱ	必修			135	3	135	3
	文字・語彙Ⅱ	必修			180	4	180	4
	小計		450	20	900	20	1350	40
	一般	生活指導Ⅰ	必修	30	1			30
生活指導Ⅱ		必修			45	1	45	1
小計		30	1	45	1	75	2	
合計授業時間数			480	21	945	21	1425	42
卒業に必要な総授業時間数			425	20	850	20	1275	40
年間授業日数			100 日		200 日		300 日	

(学習の評価・進級)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

出席状況の著しく悪い者、または新学期開始までに学納金が未納の者については、進級を認めない。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 16人以上(うち専任8人以上、教員数には主任教員を含む。)
- (4) 生活指導担当者 3人以上(うち専任1人以上)
- (5) 事務職員 1人以上(うち専任1人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、20日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第15条 退学、転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

退学が認められた者は、届出の受理後、速やかに退学理由に準じた適切な処置を行うこと。

転学（転学のための退学含む）の場合、転校先に入学するまでのインターバル期間が3ヶ月以内であること。また期間中の過ごし方が在留資格に準じたものである場合のみ認める。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学のいずれかとする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 入学検定料 | 20,000円 |
| (2) 入 学 金 | 50,000円 |
| (3) 授 業 料 | 390,000円 (学期ごと・6か月) |

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することができる。
- 3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料等を3カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雑 則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

この学則は、平成２９年１０月１日から施行する。

この学則は、平成３０年１０月１日から施行する。

この学則は、平成３１年３月１日から施行する。

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

この学則は、令和６年１０月１日から施行する。